

資料編

1 策定体制

2 策定経過

3 米原市総合計画審議会条例

4 米原市総合計画審議会規則

5 米原市総合計画審議会公開要綱

6 委員名簿

7 諮問

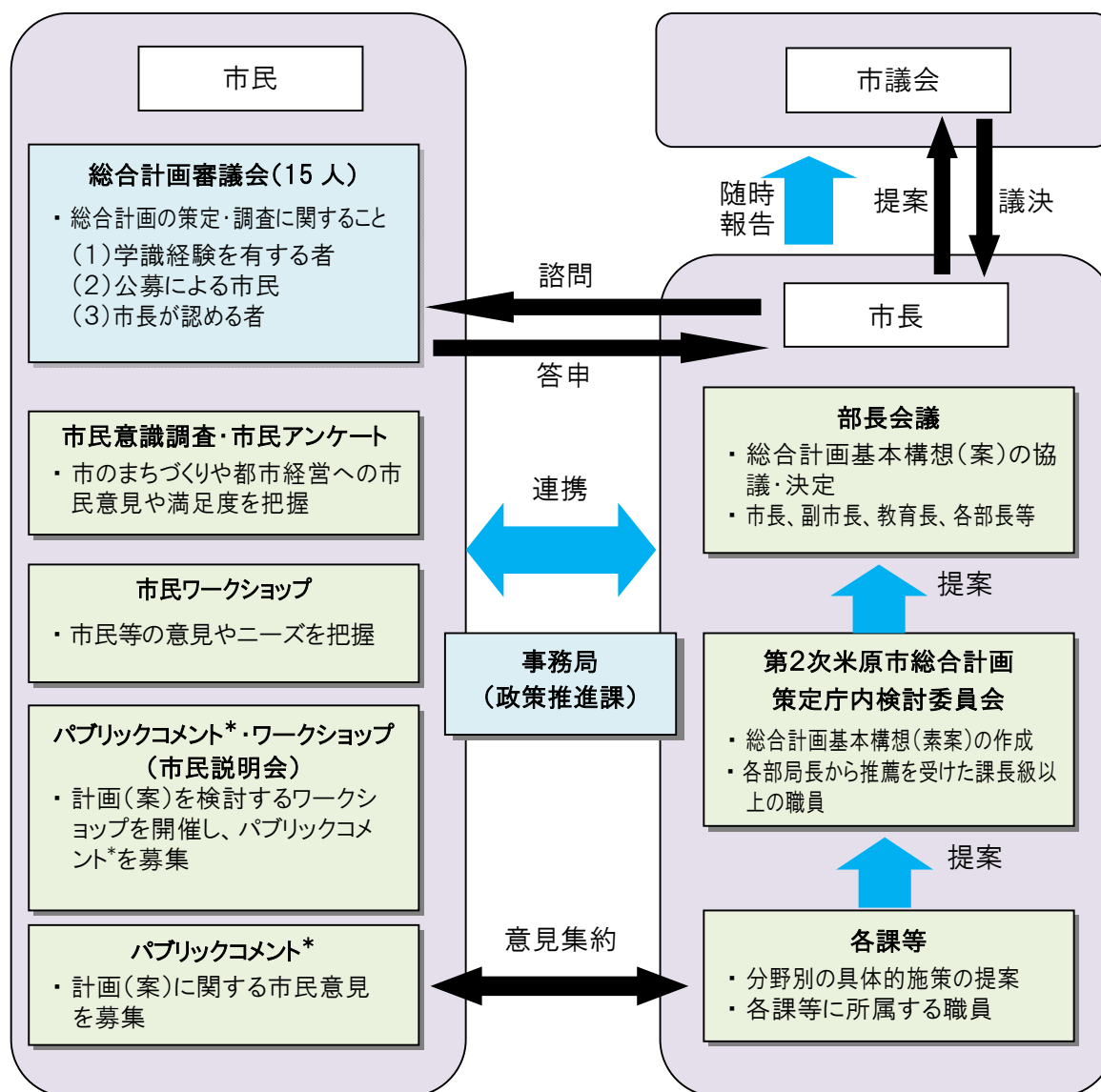
8 答申

9 実態把握と中間評価に伴う見直し関係

10 用語説明・解説

1 策定体制

(1) 米原市総合計画の策定体制



2 策定経過

(1) 米原市総合計画審議会

回	開催日	内 容
第1回	平成27年6月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○委員の委嘱、会長・副会長の選出 ○諮問 ○計画策定の方針・視点について ○計画策定のスケジュールについて
第2回	平成27年7月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎調査資料について <ul style="list-style-type: none"> ・社会経済環境の整理 ・地域特性の整理分析 ○後期基本計画の成果と課題について <ul style="list-style-type: none"> ・第1章、第2章 ○総合計画市民ワークショップについて <ul style="list-style-type: none"> ・第1回実施概要
第3回	平成27年8月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画の成果と課題について <ul style="list-style-type: none"> ・第3章以降 ・次期計画での方向性の検討
第4回	平成27年9月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次総合計画施策体系の方向性について ○今後の進め方について
第5回	平成27年12月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○まち・ひと・しごと米原創生総合戦略*・米原市人口ビジョン*について ○第2次米原市総合計画の施策体系(素案)について
第6回	平成28年4月6日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○前回のまとめ ○第2次米原市総合計画基本構想(素案)について <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の全体構成について ・施策展開について(第1章～第3章)
第7回	平成28年4月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次米原市総合計画基本構想(素案)について <ul style="list-style-type: none"> ・施策展開について(第3章～第6章)
第8回	平成28年7月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント*等で寄せられた御意見への対応について ○第2次米原市総合計画基本構想(案)について
答申	平成28年8月12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次米原市総合計画基本構想(案)の答申

(2) 米原市総合計画策定庁内検討委員会

回	開催日	内 容
第1回	平成27年6月19日(金)	○第2次米原市総合計画の策定方針について ○第2次米原市総合計画の策定における市民協働*（市民ワークショップ）について
第2回	平成27年11月20日(金)	○米原市総合計画審議会の議論の方向性について ○米原市人口ビジョン*、まち・ひと・しごと米原創生総合戦略*について ○第2次米原市総合計画の施策体系（素案）について

(3) 米原市総合計画市民ワークショップ

回	開催日	内 容
第1回	平成27年7月20日(月)	○まちの将来像「米原市の未来の姿」 ・10年後どんな米原市に住んでいたい
第2回	平成27年8月2日(日)	○まちの将来像「その実現のためには」 ・理想とするまちの姿を実現させるためには

(4) パブリックコメント*・ワークショップ（市民説明会）

開催日	内 容
平成28年6月25日(土)	○第2次米原市総合計画基本構想（案）を検討するワークショップ ○パブリックコメント*の募集

(5) アンケート調査

① 市民意識調査

対象者	18歳以上の米原市民2,000人
調査期間	平成27年6月23日～平成27年7月6日
調査目的	米原市のまちづくり、市政に関する評価、これからのまちづくりに関するニーズや意向を把握
調査手法	無作為抽出、多肢選択式・一部記述式、郵送による配布・回収
回収数	1,108票
回収率	55.4%

② 小中学生アンケート

対象者	米原市内の小学4年生～中学3年生
調査期間	平成27年7月1日～平成27年7月10日
調査目的	10年後に成人となる小中学生に、将来どんな米原市に住んでほしいか、米原市の好感度、将来像、住み良いまちづくりの意見などを把握
調査手法	多肢選択式・一部記述式、留置配付・回収
回収数	2,163票（小学生：989票、中学生：1,174票）
回収率	93.4%

③ セタアンケート

対象者	市立公民館・市立図書館への来館者
調査期間	平成27年7月1日～平成27年7月10日
調査目的	10年後の米原市に関する夢を把握（「私は10年後、〇〇な米原市に住んでほしい」）
調査手法	記入式（セタの短冊に記入）
回収数	306票

(6) パブリックコメント*

意見の募集期間	基本構想（案）の閲覧場所	意見の提出
平成28年6月1日（水） ～ 平成28年6月30日（木）	市役所各庁舎、市立図書館、各行政サービスセンター、市公式ウェブサイト	46件 (22人)

(7) 第2次米原市総合計画基本構想の決定

議決日	内容
平成28年9月30日（金）	平成28年第3回米原市議会定例会 議案第84号 第2次米原市総合計画基本構想の策定について

3 米原市総合計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 221 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日条例第 17 号

平成 22 年 3 月 24 日条例第 4 号

平成 23 年 3 月 24 日条例第 5 号

平成 23 年 3 月 31 日条例第 15 号

平成 24 年 6 月 29 日条例第 21 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、米原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画に関する事項についての調査に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民代表者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了し、その結果を市長に答申するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 審議会に、会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会は、特に必要があるときは部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 21 年3月 31 日条例第 17 号)

この条例は、平成 21 年4月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年3月 24 日条例第 4 号)

この条例は、平成 22 年4月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年3月 24 日条例第 5 号)

この条例は、平成 23 年4月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年3月 31 日条例第 15 号)

この条例は、平成 23 年4月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年6月 29 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

米原市総合計画審議会条例（平成 17 年米原市条例第 221 号）は、米原市附属機関設置条例（平成 28 年米原市条例第 3 号）の施行により、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止となりました。

4 米原市総合計画審議会規則

平成 28 年 3 月 29 日
条例第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、米原市付属機関設置条例（平成 28 年米原市条例第 3 号）第 2 条の規定により設置する米原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(会長および副会長)

第 2 条 審議会に会長および副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第 4 条 審議会は、特に必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、政策推進部政策推進課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集)

2 米原市付属機関設置条例第 4 条第 2 項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

5 米原市総合計画審議会公開要綱

平成 18 年 6 月 1 日
告示第 153 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、米原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項を審議する場合は、会長が審議会に諮り、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは会議を公開しないことができる。

(1) 米原市情報公開条例(平成 17 年米原市条例第 4 号)第 7 条各号に掲げる情報に関し審議をする場合

(2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 会長は、会議を非公開と決定した場合は、その理由を示さなければならない。

(公開の方法等)

第 3 条 審議会の公開は、会長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 審議会の会長は、審議会を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第 4 条 公開とした会議は、傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

(傍聴人の発言)

第 5 条 会長は、傍聴人から発言を求めることができるものとする。ただし、傍聴人は、紛糾したり、審議会の進行を妨害するような発言をすることはできない。

2 前項ただし書の規定に従わない発言者および会長の指示に従わないで審議会の進行を妨害する者に対して、会長は、審議会の会場から退場を命ずることができるものとする。

(傍聴の定員)

第 6 条 傍聴の定員は、定めない。ただし、会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴手続等)

第 7 条 傍聴の手続その他傍聴については、米原市総合計画審議会傍聴要領に定めるとおりとする。

(資料の閲覧)

第 8 条 審議会の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

(会議録の作成等)

第 9 条 審議会の会議録は、速やかに作成するものとする。

2 公開された審議会の会議録は、閲覧に供するものとする。

3 会議の概要や意見等は、ホームページ等を活用し、公表に努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この告示は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

6 委員名簿

※区分別五十音順、敬称略

区分	氏名	選出団体等
1号委員	岩崎 恭典（会長）	四日市大学総合政策学部教授
1号委員	鵜飼 修（副会長）	滋賀県立大学地域共生センター准教授
2号委員	西林 正夫	公募委員
2号委員	振角 大祐	公募委員
3号委員	川崎 祐七	米原市自治会連絡協議会
3号委員	北川 学	市民活動団体（伊吹の天窓実行委員会）
3号委員	小竹 一男	近江地域創造会議（座長）
3号委員	竹中 礼子	社会福祉法人柏葉会 柏原保育園（園長）
3号委員	田中 雄一	社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
3号委員	鏑田 鉄雄	元消防職員
3号委員	富岡 尚子	市民活動団体（NPO 法人碧いびわ湖 理事）
3号委員	中野 民子	米原市スポーツ推進委員協議会
3号委員	福永 ひろみ	市民活動団体（Think！まいばら代表）
3号委員	森 嘉信	農業者（滋賀モリファーム代表）
3号委員	安田 智枝美	米原市自治基本条例推進委員会

【任期：平成27年6月18日から答申するまでの期間】

1号委員：学識経験を有するもの

2号委員：公募による市民

3号委員：市長が認める者

7 諮問

米 政 第 5 1 号

平成27年6月18日

米原市総合計画審議会

会 長 岩 崎 恭 典 様

米 原 市 長 平 尾 道 雄

第2次米原市総合計画の策定について（諮問）

第2次米原市総合計画を策定したいので、米原市総合計画審議会条例（平成17年米原市条例第221号）第2条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問します。

諮 問 理 由

本市は、平成19年度に第1次米原市総合計画を策定し、基本構想で示す将来像「自然きらめき ひと・まち ときめく 交流のまち」を実現するため、地域の美しい自然や暮らしの文化・伝統に光を当てる水源の里振興策、積極的な子育て支援、地域医療・福祉等の連携モデルの展開、地域支え合いの仕組みづくりなど、地域に寄り添った市政運営に努めてきました。この第1次米原市総合計画が、平成28年度をもって計画期間が終了いたします。

この間、世界的な経済危機や少子高齢化・人口減少など社会情勢も大きく変化し、エネルギー問題の顕在化、安全安心意識の高まり、地方分権の推進による地方自治体の自主性・自立性の確立など国の地方創生の動きも踏まえ、様々な課題に戦略を持って取り組むことが求められています。

今後、合併による財政優遇措置の終了を見据え、本市の魅力ある地域資源を最大限に生かし、米原市自治基本条例（平成18年米原市条例第43号）の理念に基づく市民との協働をより深めながら、住み続けたいまち、訪れてみたいまち、住んでみたいまちとしての信頼と評価を高め、びわ湖の素米原としての豊かさ追求し、将来にわたって持続する「希望都市まいばら」の実現に向けたみらいの創生に取り組んでいく必要があります。

つきましては、今後10年間の総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示す第2次米原市総合計画を策定したいので、貴審議会の御意見、御提言をいただきたく諮問します。

8 答申

平成 28 年 8 月 1 2 日

米原市長 平尾道雄様

米原市総合計画審議会
会長 岩崎恭典

第2次米原市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成 27 年 6 月 18 日付け米政第 51 号で諮問のありました第 2 次米原市総合計画基本構想（案）について、別添のとおり答申します。

本審議会では、これまでのまちづくりにおける現状や課題の分析において、市民意識調査、小中学生アンケート、市民ワークショップ等による市民意見や社会潮流の検証を踏まえ、10 年後の理想とするまちの姿を実現するためのキーワードとして「つなぐ」を導き出し、人、地域、時代をつなぐまちづくりの観点から、持続可能なまちの未来を築くこと念頭に議論を進めてきました。また、パブリックコメント制度において市民ワークショップを開催するなど、より幅広い市民意見を踏まえた計画策定に取り組みながら、慎重に審議を重ね、別添案をまとめたものです。

なお、本基本構想の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮され、まちの将来像である「ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市」の実現に向け、取り組まれるよう要望します。

記

- 1 少子高齢化や人口減少に立ち向かうため、子育て支援や保健、医療、福祉の充実を図り、女性や若者が安心して活躍し、定着できる魅力あるまちづくりに取り組むこと。
- 2 「新たな支え合いの仕組み」を創造するため、市民、事業者、行政など各主体がそれぞれの役割を分担し、市民が互いに支え合い地域課題の解決に取り組んでいけるよう、総働・共創のまちづくりを推進すること。
- 3 各施策の推進に当たっては、まちづくりの基本理念、将来像等を念頭に置き、より実効性の高い施策展開を図るため、事務事業評価による改善や見直しを行うとともに、まちづくりを効率的かつ効果的に進めるため、庁内組織の横断的な連携と協力により推進すること。
- 4 創意工夫による市民サービスの提供や市民への適切な情報共有を図り、施策の選択と集中など、地域経営の観点に立った行政運営を推進すること。

9 実態把握と中間評価に伴う見直し関係

(1) 策定経過

① 米原市総合計画審議会

回	開催日	内容
第1回	令和3年7月28日(水)	○委員の委嘱、会長・副会長の選出 ○諮問 ○実態把握と中間評価の方針・視点について ○将来の目標人口について ○市民意識調査の結果について
第2回	令和3年11月8日(月)	○第2次総合計画見直し素案について ・施策展開(第1章～第6章)
第3回	令和3年12月8日(水)	○第2次総合計画見直し案について ・施策展開(第1章～第6章) ○答申書案について
答申	令和3年12月16日(木)	○第2次総合計画の実態把握と中間評価に伴う見直しについて(答申)

② アンケート調査(市民意識調査)

対象者	18歳以上の米原市民2,000人
調査期間	令和3年4月10日～令和3年5月10日
調査目的	米原市のまちづくり、市政に関する評価、これからのまちづくりに関するニーズや意向を把握
調査手法	無作為抽出、多肢選択式・一部記述式、郵送による配布、郵送・インターネットによる回収
回収数	1,211票
回収率	60.6%

③ パブリックコメント*

意見の募集期間	意見の閲覧場所	意見の提出
令和3年12月21日(火) ～ 令和4年1月20日(木)	市役所本庁舎、山東支所、各市民自治センター、市立図書館、各行政サービスセンター、市公式ウェブサイト	10件 (3人)

④ 第2次米原市総合計画基本構想の変更についての決定

議決日	内容
令和4年3月23日(水)	令和4年 第1回米原市議会定例会 議案第24号 第2次米原市総合計画基本構想の変更について

(2) 米原市付属機関設置条例（抜粋）

平成 28 年 3 月 24 日

条例第 3 号

改正 平成 28 年 9 月 30 日条例第 35 号

平成 29 年 3 月 27 日条例第 11 号

平成 29 年 6 月 20 日条例第 29 号

平成 29 年 12 月 22 日条例第 39 号

平成 29 年 12 月 22 日条例第 40 号

平成 30 年 3 月 23 日条例第 8 号

平成 30 年 12 月 21 日条例第 52 号

平成 31 年 3 月 22 日条例第 1 号

令和 2 年 3 月 25 日条例第 4 号

令和 2 年 12 月 21 日条例第 56 号

令和 3 年 3 月 25 日条例第 8 号

令和 3 年 9 月 29 日条例第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する執行機関の付属機関および地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき組織として設置する付属機関(以下これらを「付属機関」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 米原市は、法律または他の条例に定めがあるもののほか、別表第 1 のとおり執行機関の付属機関を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 付属機関の所掌する事務は、それぞれ別表第 1 所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第 4 条 付属機関は、それぞれ別表第 1 委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 委員は、それぞれ別表第 1 委員の構成の欄に掲げる者のうちから同表付属機関の属する執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、または任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表第 1 委員の任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(法律または他の条例による付属機関)

第5条 市が設置する附属機関のうち法律または他の条例の定めにより設置するものは、別表第2のとおりとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織および運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則等で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条、第4条関係)

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	米原市総合計画審議会	総合計画の策定および総合計画に関する事項について調査審議すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募による市民 (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委嘱の日から当該諮問に係る審議結果を市長に答申するまで

(3) 委員名簿

※区分別五十音順、敬称略

区分	氏名	選出団体等
1号委員	鵜飼 修（会長）	滋賀県立大学地域共生センター教授
1号委員	富川 拓（副会長）	聖泉大学人間学部准教授
2号委員	谷口 絹代	公募委員
2号委員	山本 泰裕	公募委員
3号委員	佐野 昌子	人権擁護委員
3号委員	清水 啓子	公益財団法人 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団（伊吹薬草の里文化センター）
3号委員	高田 由利	農業委員
3号委員	谷口 嘉之	米原市自治基本条例推進委員会
3号委員	法雲 俊邑	まいばら空き家対策研究会
3号委員	藤田 知丈	市民活動団体（Yukkuri 米原）
3号委員	三田 剛史	米原市商工会
3号委員	矢野 令子	山東児童クラブ
3号委員	山本 晃司	元消防職員 米原市防災マネージャー
3号委員	山脇 光二郎	米原市自治会連絡協議会
3号委員	吉田 正子	社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

【任期：令和3年7月28日から答申するまでの期間】

- 1号委員：学識経験を有する者
- 2号委員：公募による市民
- 3号委員：市長が適当と認める者

(4) 諮問

米 政 第 1 2 5 号
令和3年(2021年)7月28日

米原市総合計画審議会
会 長 鵜 飼 修 様

米 原 市 長 平 尾 道 雄

諮 問 書

米原市付属機関設置条例第3条の規定に基づき、次の事項について米原市総合計画審議会に諮問いたします。

記

諮問事項

第2次米原市総合計画の実態把握と中間評価に伴う見直しについて

答申を希望する時期

令和3年11月頃

諮問理由

本市は、平成29年度(2017年度)から10年間を計画期間とする第2次米原市総合計画基本構想に掲げる将来像「ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市」の実現に向けて、6つのまちづくりの基本目標を定め、各施策を進めてきました。

しかし、本計画の策定時と比較すると、人口減少、少子高齢化は、予想以上の速さで進み、さらに新型コロナウイルスの拡大によって、市民の暮らしや働き方の変化、東京一極集中の変化の兆し、デジタル化の加速など、これまでの私たちの常識を覆す大きな変化が起きています。

私たちは、計画策定からの5年間を振り返りながら、今こそ、大きな社会変化や市民の声を政策に反映し、市民や地域に寄り添う、米原新時代にふさわしい市政を運営することが求められています。

そこで、これまでの5年間の成果や課題を検証し、市民ニーズや社会経済情勢の変化等を踏まえた今後の取り組むべき方向性と将来像の実現に向けたまちづくりを進めるため、本計画の実態把握と中間評価に伴う見直しについて御審議いただきたく、米原市総合計画審議会に対し、諮問いたします。

(5) 答申

令和3年（2021年）12月16日

米原市長 平尾道雄様

米原市総合計画審議会
会長 鵜飼 修

第2次米原市総合計画の実態把握と中間評価に伴う見直しについて（答申）

令和3年（2021年）7月28日付け米政第125号で諮問のありました第2次米原市総合計画の実態把握と中間評価に伴う見直しについて、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、人口減少や若年世代の流出などが進行することにより、持続可能なまちづくりが困難な状況になることに危機感を持ち、まちの将来像の実現に向けて、市民と一体となって下記の事項に取り組まれるよう強く要望します。

記

- 1 人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の流行による新しい生活様式、デジタル社会の進展等、米原市を取り巻く環境はこれまでも増して大きく変化している。特に、後期高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が顕著であり、今後もこの状況が続くと想定されることから、常に社会情勢や人口動態を注視し、柔軟な対応と先を見通した新たな発想で人口減少に立ち向かう取組と備える取組を進めること。
- 2 人生100年時代における多様な暮らし方を尊重する視点を持ち、子どもから高齢者まであらゆる世代のより良い暮らしの形成や支援に取り組むこと。
さらに、米原市の未来を担う子どもや若者を社会全体で見守り、育む意義を市民一人一人が共有するとともに、ふるさとへの愛着や誇りが醸成される教育や啓発に取り組み、あらゆる世代が安心して暮らし、活躍できる環境づくりに取り組むこと。
- 3 滋賀県の東の玄関口として、広域交通の要衝である強みを徹底的に生かし、ひとの交流や移住定住、地域資源の創出などの効果を市内全域に波及できる施策や仕組みを確立すること。
- 4 本計画を含む市の計画や取組について、丁寧な説明に努めるとともに、情報発信や情報共有を積極的に行い、市民と一体となって計画の推進を図ること。
さらに、市民ニーズを的確に把握し、各種計画や施策の見直し等について柔軟に対応すること。

10 用語説明・解説

■アルファベット

●ICT

Information and Communications Technology（情報通信技術）の略で、コンピュータやデータ通信に関する技術をまとめた呼び方のこと。

●NPO

Non-Profit Organization（非営利組織）の略で、医療、福祉、環境、災害復興、地域振興など様々な分野の市民運動やボランティア活動などを行う団体（組織）のこと。NPO法人（特定非営利活動法人）は、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行う法人をいう。

●PDCAサイクル

①業務の計画（plan）を立て、②計画に基づいて業務を実行（do）し、③実行した業務を評価（check）し、④改善（action）する4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のこと。

●U・Iターン

Uターンは出身地に戻る形態で、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態のこと。

■あ行

●アカソ

イラクサ科カラムシ属の多年草。山地の道端や草原に生え、草丈50cm程度、葉は長さ8cm程度の卵円形で、葉先は3つに深裂する。茎や葉柄、花穂が赤褐色を帯びる。伊吹山山頂部に単純な植物群落を形成していることから、米原市では、その繁殖を抑え、お花畑の多様性を復元する取組を進めている。

●空家バンク

市内の空家・空地の所有者が情報を登録し、市内で住んでみたいという利用希望者に、空家・空地の情報を提供する取組のこと。本市では「まいばら空き家対策研究会」とともに、総合的空家対策推進事業に取り組んでおり、その一環で空家バンクを運営している。

●居醒の清水（いさめのしみず）

醒井の加茂神社に湧き出る名水で、古くは「古事記」や「日本書紀」にも登場し、古来より霊水として利用されていたことが伺える。湧水量は1日あたり約15,000tあり、夏場でも枯れることはない。平成20年に環境省から「平成の名水百選」に認定された。

●泉神社湧水（いずみじんじゃゆうすい）

伊吹山麓に源を発し、石灰岩の岩間を縫い泉神社境内に湧き出したミネラルが豊富な水で、湧水量は1日あたり約4,500tある。昭和60年7月に環境庁から「名水百選」に選ばれ「泉神社湧水」として認定された。

●伊吹山テレビ

米原市行政放送局のこと。ケーブルテレビ網を使って市民と市役所、市民と市民を結び情報を提供している。

●インクルーシブ教育

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、合理的配慮のもと可能な限り同じ場でともに学ぶこと。

●インターローカル

国境とは関係のない地域間の関係性、近隣地域との関係性のこと。

■か行

●合併特例債

平成の大合併による新市まちづくり計画（市町村建設計画）の事業費として特例的に起債できる地方債のこと。事業費の95パーセントに充当でき、国が返済の70パーセントを負担する。

●環境こだわり農業

化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業のこと。

●気候非常事態宣言

自治体等が、気候変動が異常な状態であることを宣言することで、市民や事業者と危機感を共有し、ともに地球温暖化対策に取り組むため行うもの。

●絆バトン（救急医療情報カプセル）

在宅の高齢者や障がい者などの安全・安心を確保するため、かかりつけ医療機関、持病などの医療情報や健康保険証の写し、緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくもの。

●協働

市民・企業・行政等立場の異なる組織や人同士が対等な関係の下、同じ目的のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組のこと。

●業務継続計画（BCP）

「Business Continuity Plan」の略で、日本語に訳すと業務継続計画。自然災害、テロ、世界的伝染病などに備えて、企業等が事業を続けられるように方法を決めておくもの。緊急時の職員等の配置や資材の備蓄などが盛り込まれる。

●クラウド

データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバー群（クラウド（雲））にあり、ユーザーは自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができるコンピュータ・ネットワークの利用形態のこと。

●ゲリラ豪雨

突発的に発生し、局地的に限られた地域に短時間に降る激しい豪雨のこと。集中豪雨の一形態で、予測が難しくゲリラ的に襲うためこの名が付けられた。なおこの呼び名は正式な気象用語ではなく、気象庁では「局地的豪雨」「集中豪雨」などと表される。

●健康推進員

市民の健康保持および増進に寄与することを目的とし、地域における食や運動、健康づくりの推進リーダーとして活動する人のこと。

●健康寿命

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。

●公共施設等総合管理計画

市が保有する建物・道路等の公共施設を対象に全体の状況を把握した上で、長期的な視点による公共施設等の更新・統廃合、安全性の確保、機能性の維持、長寿命化を図るための基本的な方針を示した計画のこと。

●コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域の人々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるための仕組みである学校運営協議会を設置する学校のこと。

●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域の課題やニーズの解決に向けて、地域の資源（情報・人・場所など）をつなぎ、また、必要な資源を開発するなど、住民の地域福祉活動を支援する人材のこと。

■さ行

●再生可能エネルギー

資源が有限で枯渇性の石炭・石油などの化石燃料や原子力とは異なり、太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

●サテライトオフィス

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

●ジェンダー

生物学的な性別とは区別して使われる、社会的・文化的に形成された性別のこと。

●自己有用感

「他人の役に立った」「他人に喜んでもらった」など自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚。

●自助・互助・共助・公助

自助：市民（個人・家族等）が、自らの生活の質を維持、向上させるために行う努力とその行動のこと。

互助：自助ではできないことを、市民等で互いに支え合うこと。

共助：介護保険に代表される社会保険制度およびサービスなど。

公助：公的機関による支援（体制やサービス）のこと。

●自尊感情・自己肯定感

心理学用語の self-esteem（セルフエスティーム）を訳したもの。長所も短所もひっくるめて、自分自身をかけがえのない存在と感ずること。自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情のこと。

●自治体クラウド

地方公共団体が、自庁舎で情報システムの管理・運用をすることに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、通信回線を経由して利用できるようにする取組のこと。

●シビックプライド

まちや地域に対して、市民が抱く愛着や誇りのこと。

●就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

企業等に就労することが困難である障がいのある方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練を行う事業所のこと。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。

●循環型社会

資源の採取や廃棄が最小で、かつ環境への影響が少ない形で行われ、一度利用したものが繰り返し使用されるなど、環境への負荷を最小限に抑えるシステムを持つ社会のこと。

●しゅんせつ（浚渫）

水深を深くするために、河床などの土砂を掘削すること。

●消費生活相談員

自治体の消費生活相談窓口で、住民からの衣食住全般の相談に応じる相談員のこと。

●情報格差（デジタルデバイド）

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

●情報セキュリティポリシー

情報セキュリティに関する基本方針のことで、基本的な考え方やセキュリティを確保するための体制、運用規定、具体的な手順や実施方法などについて定めたもの。

●食育

市民一人一人が生涯を通じて健全な食生活を実践し、食文化の継承や健康の維持ができるように、食に関する知識や食を選択する力を身に付けること。

●新エネルギー

太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーを「新エネルギー」と呼ぶ。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）では、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の10種類が指定されている。

●水源の里

米原市の中山間地域では過疎・高齢化が進行しており、地域の活力が低下していることから、平成21年に「水源の里まいばら元気みらい条例」を制定している。米原市全域の集落を「水源の里」とし、集落の持続的発展を目指して様々な取組を進めている。

●スクールガード

あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内を巡回したり、児童の登下校時に通学路など周辺地域を見回ったりする、学校安全ボランティアのこと。

●スマートインターチェンジ

ETC（自動料金収受システム）搭載車専用のインターチェンジのこと。サービスエリアなどに設けられるSA・PA接続型と、高速道路の本線に設けられる本線直結型がある。

● 3R（リデュース、リユース、リサイクル）

3R（スリーアール）は、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの。Reduce（リデュース）は廃棄物の発生抑制、Reuse（リユース）は再使用、Recycle（リサイクル）は再資源化のこと。ごみを限りなく少なくし、ごみの焼却や埋め立て処分による環境への悪影響を極力減らすとともに、限りある資源を有効に使う循環型社会を目指す取り組み。

●（第1層、第2層）生活支援コーディネーター

市町村域（第1層）または日常生活圏域（第2層）において、住民主体の生活支援等サービス、助け合いの仕組みを構築する推進役のこと。

●成年後見制度

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の財産等を守り、また、日常生活において主体性がよりよく実現されるように財産管理や日常生活上の援助をする制度のこと（後見・保佐・補助の3類型に分類される）。裁判所の審判による「法定後見」（民法に基づく）と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」（民法特別法に基づく）がある。

●総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されている。

■た行

●脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のことで、温室効果ガスの中でも、最も温暖化への影響が大きいCO₂の削減が一番の課題となっている。排出量「実質ゼロ」は、CO₂の排出を完全になくすのではなく、排出量を削減すると同時に、排出が避けられないCO₂を後から回収して、実質的にゼロにするもの。

●多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

●地域コミュニティ

「コミュニティ」とは、一般的に共同体または地域社会と訳され、その中でも地域コミュニティは、特に地域の結び付きが強く、地域性を持った集団のこと。

●地域創造支援事業

地域創造会議が主体となって、地域の特色ある多様なまちづくり活動や地域課題の解決に向けた取組を支援するための補助金制度のこと。

●地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく体制と手法のこと。

●地域力

地域社会の課題について、市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその課題の所在を認識し、自律的かつその他の主体との協働を図りながら、地域課題の解決や地域としての価値を創造していく力のこと。

●地区計画

都市計画法に定められた都市計画の種類の一つ。住民の生活に身近な地区を単位として道路、公園などの施設の配置や建物の建て方などについて、地区の特性に応じたきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画のこと。

●チャレンジショップ

新たに起業しようとする人々が、経営ノウハウを取得できるよう、店舗等を一定期間提供するなどの支援を行うもの。

●地理的表示（GI）保護制度

地域にある、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品について、名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度。

●デジタル・トランスフォーメーション（DX）

情報通信技術（ICT）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

●データヘルス計画

被保険者の健康保持増進、健康寿命の延伸、医療費の適正化を図るため、特定健康診査の結果や診療報酬明細書（レセプト）等のデータ、介護保険の認定状況等を分析し、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）に沿った効果的かつ効率的な保健事業を行うための計画のこと。

●テレワーク

情報通信技術（ICT）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

■な行

●日本百名山

作家の深田久弥が著書『日本百名山』で紹介した、国内の名峰百選のこと。伊吹山も日本百名山のひとつである。

■は行

●バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。

●ハートフル・フォーラム

同和問題や人権問題に対する取組のことで、明るく住みよいまちの実現を目指し、身近な地域社会で、住民が話し合いを中心として学習を深めあう場のこと。学習の成果が家庭や地域社会での生活に生かされることをねらいとしている。（ハートフル・フォーラムとは、優しさや愛が満ち溢れる集会の場を意味する造語）

●パブリックコメント

公的機関等が命令・規則・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募る意見公募手続のこと。

●人・農地プラン（地域農業マスタープラン）

集落や地域の農業を維持発展していくために、今後の担い手の姿と農地のあり方について、集落や地域が自ら検討し改善につなげていく、人と農地の問題を解決するための未来の設計図となるプランのこと。

●避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者のうち、自力で避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと。

●ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人（利用会員）と、援助に協力できる人（サポート会員）がそれぞれ会員登録し、必要な時に子育てを相互に支援することで、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境を整備するための有償ボランティアの仕組み。

●フジテンニンソウ

シソ科テンニンソウ属の多年草。山地の草原や落葉樹林下に生え、草丈 80 cm 程度、葉は長さ 10 cm 程度の長楕円形。秋に白色の花が開花する。伊吹山山頂部に単純な植物群落を形成していることから、米原市では、その繁殖を抑え、お花畑の多様性を復元する取組を進めている。

●ふるさと納税

自分の選んだ自治体に寄付（ふるさと納税）を行った場合に、寄付額のうち 2,000 円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度（一定の上限あり）のこと。

●文化的景観

その地域の自然と人々の暮らしが交じり合うことでつくり上げられた景観のこと。米原市においては、東草野の山村景観が国の重要文化的景観に選定されている。

●ヘイトスピーチ

人種、国籍、宗教、性的指向、性別、障がいなどに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。日本語では「憎悪表現」「差別的憎悪表現」「憎悪宣伝」「差別的表現」「差別表現」などと訳される。

●冒険遊び場

プレイリーダー（子どもたちの目線に立ち、子どもたちと遊び、見守る人）が配置され、プレイリーダーや地域の大人たちの見守りの中で、多数の子どもが集い、土、木、水などの自然素材を使って子どもが自分の責任で自由に遊ぶことができる場所のこと。

■ま行

●マイノリティー

少数、少数派、社会的な立場の弱い集団などをいう。

●米原市シティセールスプラン

「びわ湖の素（もと）米原」をコンセプトとしたまちの雰囲気を作り、人気を集め、米原市に暮らすことの満足度を高めるための方針をプランとしてまとめたもの。

●米原市人口ビジョン

米原市の人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。

●米原市地域包括医療福祉センター

地域の包括的かつ継続的な在宅医療の推進と病児・病後児保育による子育て支援サービス、障がい児の発達支援の機能をもつ医療福祉複合施設

●まち・ひと・しごと米原創生総合戦略

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略等を勘案するとともに、市の現状分析を行い、人口減少問題に立ち向かうために策定した戦略。若年世帯の女性を中心とした生産年齢人口の流出抑制と転入促進につながる「まち・ひと・しごと」創生に向けた4つの基本目標を設定し、施策の方向性等を戦略としてまとめたもの。

●学びあいステーション

令和3年4月から、市内4公民館をより使いやすい施設にするため、これまでの社会教育法に基づく公民館から、新たに市独自の条例に基づき管理運営する施設のこと。

生涯学習機能を核として、学びを通じて地域課題への関心が高まり、多様な人や団体がつながる場を創出することを設置目的としている。

●まなびサポーター

地域で活躍する人材やルッチまちづくり大学など、様々な学習活動を通じて得た知識や技術などの学習成果を地域に還元する仕組み。まなびサポーター登録者が、出前講座の市民講師となり、市内で学習指導や学習支援を行う制度のこと。

●メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓への脂肪の蓄積を原因とする複合型生活習慣病のことで、内臓脂肪症候群、代謝症候群とも呼ばれる。肥満、高中性脂肪血症、低HDLコレステロール血症、高血圧、耐糖能異常（高血糖）が重なっている状態をいう。

■や行

●有効求人倍率

有効求職者数に対する有効求人数の比率のこと。有効求人（求職）とは、新規求人（求職）と前月から繰り越された求人（求職）とを合計したものをいう。有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指標である。

●有収率

使用料徴収の対象となる有収水量の割合である。有収率が高いほど水道管の漏水または下水道管への不明水流入が少なく、効率的であるといえる。

■ら行

●ライフステージ

人の生涯を少年期、青年期、壮年期などに区切ったそれぞれの段階のこと。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

●ルッチまちづくり大学

米原市のまちづくり市民大学で、「地域に根ざす。幸せになる。」をコンセプトに特色ある地域づくりや協働のまちづくりを進めるための地域の担い手を育てることを目的としている。

●レセプト

診療報酬請求明細書の通称で、病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行する。

●老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となるケースを指す。

●6次産業化

1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業に係る事業の融合により雇用と所得を生み出すこと。1、2、3次と掛け合わせることから「6次」という。

第2次米原市総合計画とSDGsの一体的な推進

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、「2030年（令和12年）」を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されます。

第2次米原市総合計画の各施策分野に、SDGsの目指す17のゴールを関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進しSDGsのターゲット達成につなげます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

- | | | | |
|---|--|---|---|
|  <p>1 貧困をなくそう</p> | <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> |  <p>10 人々の不平等をなくそう</p> | <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p> |
|  <p>2 飢餓をゼロに</p> | <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> |  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> | <p>包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> |
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> |  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> | <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> |  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> | <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> |
|  <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> | <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p> |  <p>14 海の豊かさを守ろう</p> | <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> |
|  <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> | <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> |  <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> | <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> |
|  <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> | <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> |  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> |
|  <p>8 働きがいも経済成長も</p> | <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> |  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> | <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> |
|  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> | <p>強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> | | |

第2次米原市総合計画とSDGsの関係

基本目標（政策）	施策目標（施策）		貧困	飢餓	
					
第1章 健やかで安心して暮らせる 支え合いのまちづくり 【福祉】	1-1	安心して子育てができ女性や若者が輝くまち	子育て支援	●	●
	1-2	地域で支え合い安心して暮らせるまち	地域福祉/生活困窮	●	●
	1-3	住み慣れた地域で健やかに暮らせる安心長寿のまち	高齢者福祉	●	
	1-4	自分らしく地域で自立した生活を送ることができるまち	障がい福祉	●	
	1-5	心と体の健康づくりにみんなで取り組むまち	健康づくり		●
	1-6	いつまでも安心して暮らせる仕組みが整ったまち	保険/医療		
第2章 ともに学び輝き合う 人と文化を育むまちづくり 【教育・人権】	2-1	心豊かで多様な未来を切り拓く子どもが育つまち	就学前・学校教育		
	2-2	地域全体で子どもを守り育てるまち	家庭・学校・地域連携/青少年	●	
	2-3	人と地域を豊かにする学び合いと育ち合いのまち	生涯学習		
	2-4	誇りと愛着のある地域文化を守り生かし伝えるまち	歴史文化		
	2-5	スポーツによって、人と人、地域と地域がつながるまち	スポーツ		
	2-6	一人一人が尊重され平和を大切にすまち	人権/男女/多文化	●	
第3章 水清く緑あふれる自然と 共生する安全なまちづくり 【環境・防災】	3-1	生命を育む美しい水と豊かな自然を守り育てるまち	自然環境		
	3-2	彩りある自然と共生する持続可能な快適環境のまち	生活環境		
	3-3	自然や風土と調和した美しい風景を守り伝えるまち	景観		
	3-4	みんなで備える命と暮らしを守る安全安心のまち	防災/消防		
	3-5	暮らしの安全と生活の安心を守るまち	防犯/消費生活/交通安全/上下水道		
第4章 地域の魅力と地の利を生かした 活力創出のまちづくり 【産業経済】	4-1	地域資源を磨き生かしたおもてなし観光のまち	観光		
	4-2	1次産業の振興と6次産業化でにぎわいを創出するまち	農林水産		●
	4-3	地域特性と地の利を生かした元気な商工業を創出するまち	商工業		
	4-4	多様な働き方、働く場所、働く機会を創出するまち	雇用/労働	●	
第5章 心地よく暮らせるにぎわいと 交流を支えるまちづくり 【都市基盤】	5-1	鉄道駅の機能を生かしたにぎわいのまち	駅周辺活性化		
	5-2	コンパクトな地域の拠点をつくり、公共交通ネットワークでつなぐ快適な定住環境のまち	都市計画/公共交通/定住促進		
	5-3	快適で安全な暮らしを支える道路交通網が整備されたまち	道路		
第6章 まちづくりを進めるための基盤 【都市経営】 (すべての施策を支える重点施策)	6-1	多様な主体による協働のまちづくりの推進	総働・共創のまちづくり		
	6-2	効果的な情報発信と情報共有の推進	シティセールス/広報広聴		
	6-3	新しい地域の仕組みづくり	自治会支援/新たな支え合いの仕組みづくり		
	6-4	効果的かつ効率的な行政経営の推進	公民連携/公共施設マネジメント		
	6-5	健全で安定した財政運営の推進	健全財政		

保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
3 良好な健康と福祉を達成	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成	6 安全な水と衛生を確保	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも、賃金も高めに	9 産業と雇用創出を促進	10 人や国の不平等をなくす	11 住み続けられるまちづくりを	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正な社会を築こう	17 持続可能なパートナーシップを促進
●	●	●			●		●						●	●
●	●				●		●	●					●	●
●	●						●	●					●	●
●	●				●		●	●					●	●
●	●													●
●							●							●
●	●	●					●						●	●
●	●	●					●						●	●
	●													●
	●													●
●	●				●		●						●	●
	●		●	●				●		●	●	●		●
	●		●	●				●	●	●	●	●		●
●								●						●
●								●		●				●
●	●		●			●		●			●			●
					●	●		●	●					●
					●	●		●	●		●	●		●
		●			●	●		●	●					●
●		●			●	●	●							●
						●		●						●
								●						●
						●		●						●
	●	●						●						●
						●		●						●
		●						●						●
								●					●	●
								●					●	●

第2次米原市総合計画と第2期まち・ひと・しごと米原創生総合戦略・シティセールスプランの関係

基本目標（政策）	施策目標（施策）		基本目標1		
			魅力ある雇用の創出	地域産業の活性化	農林水産業の成長促進
第1章 健やかで安心して暮らせる 支え合いのまちづくり 【福祉】	1-1	安心して子育てができて女性や若者が輝くまち 子育て支援	●	●	
	1-2	地域で支え合い安心して暮らせるまち 地域福祉/生活困窮			
	1-3	住み慣れた地域で健やかに暮らせる安心長寿のまち 高齢者福祉			
	1-4	自分らしく地域で自立した生活を送ることができるまち 障がい福祉			
	1-5	心と体の健康づくりにみんなで取り組むまち 健康づくり			
	1-6	いつまでも安心して暮らせる仕組みが整ったまち 保険/医療			
第2章 ともに学び輝き合う 人と文化を育むまちづくり 【教育・人権】	2-1	心豊かで多様な未来を切り拓く子どもが育つまち 就学前・学校教育			
	2-2	地域全体で子どもを守り育てるまち 家庭・学校・地域連携/青少年			
	2-3	人と地域を豊かにする学び合いと育ち合いのまち 生涯学習			
	2-4	誇りと愛着のある地域文化を守り生かして伝えるまち 歴史文化			
	2-5	スポーツによって、人と人、地域と地域がつながるまち スポーツ			
	2-6	一人一人が尊重され平和を大切にすまち 人権/男女/多文化			
第3章 水清く緑あふれる自然と 共生する安全なまちづくり 【環境・防災】	3-1	生命を育む美しい水と豊かな自然を守り育てるまち 自然環境			
	3-2	彩りある自然と共生する持続可能な快適環境のまち 生活環境			
	3-3	自然や風土と調和した美しい風景を守り伝えるまち 景観			
	3-4	みんなで備える命と暮らしを守る安全安心のまち 防災/消防			
	3-5	暮らしの安全と生活の安心を守るまち 防犯/消費生活/交通安全/上下水道			
第4章 地域の魅力と地の利を生かした 活力創出のまちづくり 【産業経済】	4-1	地域資源を磨き生かしたおもてなし観光のまち 観光		●	
	4-2	1次産業の振興と6次産業化でにぎわいを創出するまち 農林水産		●	●
	4-3	地域特性と地の利を生かした元気な商工業を創出するまち 商工業		●	
	4-4	多様な働き方、働く場所、働く機会を創出するまち 雇用/労働	●		●
第5章 心よく暮らせるにぎわいと 交流を支えるまちづくり 【都市基盤】	5-1	鉄道駅の機能を生かしたにぎわいのまち 駅周辺活性化			
	5-2	コンパクトな地域の拠点をつくり、公共交通ネットワークでつなぐ快適な定住環境のまち 都市計画/公共交通/定住促進			
	5-3	快適で安全な暮らしを支える道路交通網が整備されたまち 道路			
第6章 まちづくりを進めるための基盤 【都市経営】 (すべての施策を支える重点施策)	6-1	多様な主体による協働のまちづくりの推進 総働・共創のまちづくり			
	6-2	効果的な情報発信と情報共有の推進 シティセールス/広報広聴			
	6-3	新しい地域の仕組みづくり 自治会支援/新たな支え合いの仕組みづくり			
	6-4	効果的かつ効率的な行政経営の推進 公民連携/公共施設マネジメント			
	6-5	健全で安定した財政運営の推進 健全財政			

まち・ひと・しごと米原創生総合戦略

まち・ひと・しごと米原創生総合戦略									シティセールス スプラン
基本目標2			基本目標3			基本目標4			
米原駅周辺の 広域交流拠点 化	地域資源を生かした交流の 拡大	移住・定住の 促進	結婚・出産・ 子育ての希望 をかなえる施 策の拡充	総合的な少子 化対策の推進	心豊かで多様 な未来を切り 拓く子ども 育成	地域の拠点づ くりと地域公 共交通ネット ワークの強化	健康長寿社会 の実現	既存ストック のマネジメン ト強化	
		●	●	●	●	●			●
						●	●		
						●	●		
						●			
							●		
							●		
		●	●	●	●				
					●				
					●				
	●				●				●
	●				●				
	●								●
							●		
●	●								●
	●								●
●									
●	●	●				●			●
●		●	●	●		●		●	●
									●
		●							●
				●		●	●		
								●	
								●	

第2次米原市総合計画

発行 滋賀県米原市

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地
TEL : 0749-53-5162 FAX : 0749-53-5148
URL : <https://www.city.maibara.lg.jp/>
e-mail : sousei@city.maibara.lg.jp

発行年月 : 令和4年(2022年)3月